

3 章 地域

- 3-1 互いに認め合い、支え合うまち
- 3-2 誰もがまちづくり活動に参加でき、
コミュニティを育むまち



豊平館

3-1 互いに認め合い、支え合うまち

第2部

市政の概況

地域

3-1-1 多文化共生の推進

札幌に暮らす外国人は、近年、急速に増えている。こうした中で、外国人の孤立防止や暮らしの不便不安を解消するための支援、地域における異文化理解の促進など、外国人・日本人の誰もが地域社会の構成員として安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向けた取組の重要性が増している。

(1) 暮らし・コミュニケーションの支援

外国人生活者を対象として、情報提供及び行政手続きや暮らしに関する相談を多言語で行う一元的相談窓口「さっぽろ外国人相談窓口」を開設、(公財)札幌国際プラザや市民団体と連携した暮らし・コミュニケーション支援の取組を行っている。

また、災害発生時には(公財)札幌国際プラザと協力して情報提供を行うなど、外国人を支援する体制を整えている。

(2) 異文化理解の促進

姉妹・友好都市との相互訪問や学校交流等、市民レベルでの海外との交流を進めている。また、国際交流員(CIR)や留学生の学校への派遣などを通じ、地域での異文化理解の促進を図っている。

(3) 外国人市民の意見集約

札幌市で生活する外国人市民が抱える課題やニーズを把握し、今後の施策に反映するため、広く外国人市民の意見を収集するよう努めている。

人の方々と市民が触れ合う場となっている。

(2) 札幌留学生交流センター

(SAPPORO INTERNATIONAL STUDENT CENTER)

札幌市内や近郊の大学及び専修学校に通う留学生と市民の交流機会の創出拠点として、平成12年4月にオープンした。11階建ての建物で、留学生向けの宿舎として、単身者用居室80室、世帯用居室20室が設けられている。このほか、交流ラウンジ、軽スポーツ室、会議室等のコミュニティスペースは、地域住民の交流の場としても利用されている。また、市民と留学生等の相互理解や国際親善を目的とするさまざまな事業を実施している。

3-1-3 札幌市平和都市宣言

札幌市では、核兵器のない社会と世界恒久平和の実現を願う札幌市民の総意として、平成4年3月30日に札幌市平和都市宣言を行い、この宣言の理念を広く市民に周知し、「平和都市さっぽろ」を推進するための事業を実施している。

平成20年度からは、広島・長崎に原爆が投下された8月を「平和月間」とし、原爆パネル展や被爆体験講話など、戦争の悲惨さと平和の大切さについて考えるきっかけとなるようなイベントを開催している。

【平和都市さっぽろ】

HP <https://www.city.sapporo.jp/shimin/heiwa/>
【札幌市平和バーチャル資料館】

HP <https://www.city.sapporo.jp/ncms/shimin/heiwa/>

3-1-2 国際交流施設

(1) 札幌国際交流館

(SAPPORO INTERNATIONAL SPORTS HALL)

平成8年4月に国際協力事業団北海道国際センター(現国際協力機構(JICA)北海道センター(札幌))に隣接してオープンした。体育室、プール、トレーニングコーナーのほか、交流サロンや観覧席可動式のホールがあり、スポーツ等を通じてJICAの研修員を始めとする外国

3-1-4 アイヌ施策の推進

札幌市では、アイヌ民族の生活の安定・向上のため、昭和52年から住宅新築資金等の貸付事業を開始したほか、53年には札幌市生活館を設置し、生活相談員を配置した。さらに、平成15年にはアイヌ民族の伝統文化の保存・継承・振興の拠点施設として、南区小金湯にアイヌ文化交流センターを開設した。

平成22年、アイヌ民族に関わる施策を総合的に推進する計画として「札幌市アイヌ施策推進計画」

を策定。その後、令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」も踏まえ、令和3年3月に「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」（計画期間：令和3～12年度）を策定。「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を目指して5つの施策目標を定め、国のアイヌ政策推進交付金も活用しながら、アイヌ文化の保存・継承・振興やアイヌ民族に関する理解促進などの各種施策を行っている。

【関連施設】

アイヌ文化交流センター（サッポロピリカコタン）

屋内では、伝統衣服や民具など約300点を展示し、屋外にはチセ（家屋）やプ（倉）などを再現。屋内の交流ホールは多目的ホールとして各種イベントで活用されている。また、アイヌ文化体験講座や小中高生を対象にした体験プログラム等も実施している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/shimin/pirka-kotan/>

アイヌ文化を発信する空間（ミナパ）

道内各地のアイヌ作家によるアート作品を展示。天井にはアイヌ文様が描かれ、音や映像を使った演出のほか、天気予報などの身近な情報をアイヌ語で発信している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/minapa/>

札幌市アイヌ文化PRコーナー

伝統工芸品や伝統楽器の展示コーナーのほか、札幌で活動しているアイヌ工芸作家が制作した工芸品などを展示販売する「PORSE（ポロセ）」を設置。

HP <https://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/shisaku/pr-corner.html>

3-1-5 区民センター

区民センターは、地域住民のコミュニティ活動の助長と生涯学習の普及振興を図り、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として各区に設置している。

昭和49年以降順次整備を行い、子どもからお年寄りまで市民各層の交流の場、地域文化を育む場など、多目的な利用が可能な総合施設として市民に活用されている。

3-1-6

コミュニティセンター・地区センター

コミュニティセンター・地区センターは、区民センターの機能を補完し、地域社会の段階的広がりに応じたコミュニティの形成を図るための施設である。昭和57年以降順次整備を行い、区と近隣住区を結ぶ地区に、文化、スポーツなどを通じた地区住民のコミュニティ活動の拠点として、市民に活用されている。

コミュニティセンター・地区センター一覧表

名 称	所 在 地
篠路コミュニティセンター	北区篠路3条8丁目
手稲コミュニティセンター	手稲区手稲本町3条1丁目
旭山公園通地区センター	中央区南9条西18丁目
屯田地区センター	北区屯田5条6丁目
新琴似・新川地区センター	北区新琴似2条8丁目
拓北・あいの里地区センター	北区あいの里1条6丁目
太平百合が原地区センター	北区太平12条2丁目
ふしこ地区センター	東区伏古11条3丁目
栄地区センター	東区北36条東8丁目
苗穂・本町地区センター	東区本町2条7丁目
北白石地区センター	白石区北郷3条7丁目
白石東地区センター	白石区本通16丁目南
菊水元町地区センター	白石区菊水元町5条2丁目
厚別西地区センター	厚別区厚別西4条4丁目
厚別南地区センター	厚別区厚別南7丁目
西岡福住地区センター	豊平区西岡4条9丁目
東月寒地区センター	豊平区月寒東3条18丁目
里塚・美しが丘地区センター	清田区里塚2条5丁目
藤野地区センター	南区藤野2条7丁目
もいわ地区センター	南区川沿8条2丁目
すみかわ地区センター	南区澄川4条4丁目
西野地区センター	西区西野4条2丁目
はっさむ地区センター	西区発寒10条4丁目
はちけん地区センター	西区八軒6条西2丁目
新発寒地区センター	手稲区新発寒5条4丁目
星置地区センター	手稲区星置2条3丁目

3-1-7 男女共同参画社会の形成

札幌市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会を実現するため「札幌市男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年1月から施行している。また、この条例に基づいて施策の推進を図るため、「男女共同参画さっぽろプラン」を15年4月に策定。その後、計画の進捗や社会状況の変化等を踏まえて4度の改定を行い、令和5年3月に策定した第5次プランに基づき、各種取組を進めている。

また、男女共同参画に関する市民のさまざまな活動を支援するための総合的な拠点施設として、平成15年9月に札幌市男女共同参画センターを開設し、女性の社会的・経済的な自立支援、男女共同参画意識の啓発などを目的とする各種講座や情報提供、調査研究、相談など、さまざまな事業を展開している。

さらに、男女共同参画社会の形成を阻害する要因として、女性に対する暴力が問題となっており、札幌市では、配偶者等からの暴力に関する相談窓口として、平成17年11月に「札幌市配偶者暴力相談センター」を開設し、被害者の相談や自立支援、未然防止のための普及啓発、関係機関との連携協力などに取り組んでいる。

～ 姉妹・友好都市の位置 ～



～ 姉妹・友好都市の概況 ～

ポートランド市（アメリカ合衆国・オレゴン州）

昭和34年（1959年）11月17日提携
オレゴン州最大の都市で、アメリカ西海岸における貿易と商業の重要な拠点都市。

- 位置：北緯45度31分、西経122度40分
- 面積：346km² ●人口：63.0万人（令和6年現在）
- 気候：夏は快晴が続く、冬季に雨が多いが、雪はほとんど降らない。

ミュンヘン市（ドイツ連邦共和国・バイエルン州）

昭和47年（1972年）8月28日提携
バイエルン州の州都でベルリン、ハンブルグに次ぐドイツ第3の都市。南ドイツの政治・経済・文化の中心地。

- 位置：北緯48度08分、東経11度34分
- 面積：310.71km² ●人口：159.5万人（令和6年現在）
- 気候：内陸に位置しているため、四季がはっきりしているが、温帯な気候地帯に属しており、冬は比較的雪が少ない。

瀋陽市（中華人民共和国・遼寧省）

昭和55年（1980年）11月18日提携
遼寧省の省都。中国東北地方最大の重工業都市で、東北地方の政治、経済、交通、文化の中心地。

- 位置：北緯41度8分、東経123度4分
- 面積：12,942km² ●人口：920.4万人（令和6年現在）
- 気候：季節風の影響を受けるモンスーン型大陸性気候のため、四季がはっきりしているが、乾燥しており、雪は少ない。

ノボシビルスク市（ロシア連邦・ノボシビルスク州）

平成2年（1990年）6月13日提携
ノボシビルスク州の州都で、ロシアにおける芸術、文化、学術の一大中心地。

- 位置：北緯55度02分、東経82度55分
- 面積：502.7km² ●人口：163.4万人（令和6年現在）
- 気候：厳しい大陸性気候で、夏は乾燥しており、30℃を超える暑い日もある。冬は比較的雪が少ないが寒さが厳しい。

大田（テジョン）広域市（大韓民国）

平成22年（2010年）10月22日提携
韓国のおよそ中心部に位置する忠清道地域の中心都市で、交通の要衝。韓国第一の先端科学技術都市でもある。

- 位置：北緯36度33分、東経127度41分
- 面積：540km² ●人口：144.0万人（令和6年現在）
- 気候：温帯モンスーン気候で四季が明瞭。年間平均気温は約12℃。年間降水量の半分以上が夏に集中している。

3-1-8 外国諸都市との交流

(1) 姉妹・友好都市交流

姉妹・友好都市提携を結んでいる5都市との間では、市民同士の草の根交流をはじめとする様々な活動が行われており、姉妹・友好都市関係は実践的な異文化理解・国際理解の場となっている。これらの都市との間では、青少年の相互訪問やスポーツ交流などの事業を行い、5年毎の提携周年にあたる都市には記念事業を実施してきた。

冬の大通公園を会場に毎年開催されている「ミュンヘン・クリスマス市 in Sapporo」は、ミュンヘン市との姉妹都市提携30周年を記念して平成14年にはじまり、現在は市民のみならず観光客にも好評を博している。

(2) 国際協力

国際協力分野では、海外からの技術研修員の受入れ、専門技術者の派遣など国際協力を進めており、この一環として、国際協力事業団北海道国際センター（現国際協力機構（JICA）北海道センター（札幌））を誘致した（平成8年開設）。同センターでは、令和5年度は、25コースの課題別研修が実施された。このうち、札幌では、開発途上国における道路維持管理のほか、環境管理や水資源等の研修を行った。

(3) JETプログラム

「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」は、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び（一財）自治体国際化協会の協力の下で昭和62年度（1987年度）から実施している事業である。令和6年10月現在、札幌市では当プログラムを通じ、中・独・韓・露・英から計7名の国際交流員（CIR）と米・加・豪・英・比から計35名の外国語指導助手（ALT）を任用している。

3-1-9 世界冬の都市市長会

「世界冬の都市市長会」は、『冬は資源であり、財産である』というスローガンの下、札幌市の提唱により、快適な冬のまちづくりの実現を目的に、気候・風土が似ている世界の「冬の都市」の市長が集まり、昭和57年（1982年）に札幌で「第1回北方都市会議」が開催されたのが始まりである。設立当初から会長は札幌市長が務め、札幌市国際

部に事務局が置かれている。

HP <https://wwcam.org/>

世界冬の都市市長会 会員都市 9カ国22都市 令和6年（2024年）10月現在

カナダ(2)	エドモントン、ウィニペグ
中国(9)	長春、大慶、ハルビン、ジャムス、吉林、鶏西、牡丹江、チチハル、瀋陽
エストニア(1)	ヴィームシ
フィンランド(1)	ロヴァニエミ
日本(1)	札幌
モンゴル(1)	ウランバートル
韓国(3)	華川、麟蹄、太白
ロシア(3)	マガダン、ノボシビルスク、ノリリスク
アメリカ(1)	アンカレッジ

(1) 市長会議

「市長会議」は、世界冬の都市市長会の主要事業として2年に1回開催されている。これまでの会議では、都市計画、交通、除排雪、冬の観光資源開発、環境などについて市長同士がそれぞれの都市の知恵と経験を分かち合い、まちづくりへのヒントや都市課題を克服する手立てを学んできた。

また、本市は市長会議を通じて、まちづくりの技術・ノウハウを提供し、冬の先進都市にふさわしい国際協力を果たすとともに、冬の都市間の友情と信頼を育んでいる。

第19回市長会議は、令和3年11月にフィンランド・ロヴァニエミ市でオンライン開催された。

【第19回市長会議の概要】

令和3年11月5日、15日、16日の3日間、フィンランド・ロヴァニエミ市が開催都市となり、「寒冷気候の冬の都市における高齢化社会」をメインテーマに第19回世界冬の都市市長会議を開催した。

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、市長会議初のオンライン開催となった。会議にはオブザーバー参加を含め、7カ国21都市が参加した。

11月5日の政策研究会や同月15日の分科会では、参加都市によるプレゼンテーションと質疑・意見交換を行った。

11月16日には、平成27（2015）年から活動をしてきた北極圏デザイン小委員会の最終報告がされたほか、会議全体を総括するロヴァニエミ宣言と今後の世界冬の都市市長会の活動に関

する決議が会員都市の賛同を得て採択され、会議は終了した。

ロヴァニエミ宣言

世界冬の都市市長会は、北方地域に位置する20以上の都市が参加する活発なネットワークであり、その活動は40年の歴史をもつ。

ここ数十年で、我々会員都市は、世界の大きな変化を良い意味でも悪い意味でも経験した。グローバル化により、人々の距離は縮まり、物流のつながりが強化され、モノや人の流れが世界のあらゆる場所に集まるようになった。一方で、地球温暖化は気候危機へと加速し、私たちの未来を守るためには、新たな発想と具体的な行動が求められている。このような課題に直面しながらも、我々冬の都市は、確固とした気持ちで未来を見据えている。

この2年間、世界は新型コロナウイルス感染症の脅威に支配され、人的交流に大きな影響を与えた。また、私たちはオンラインを活用してコミュニケーションがとれることを学んだ。しかし、対面式の交流のすべてがオンラインでのコミュニケーションに代わることはない。今回初めて、市長会議及び総会をオンライン形式で開催したが、これが最後のオンライン開催となり、近い将来に対面で集えるようになることを強く願う。

第19回冬の都市市長会のテーマは、「寒冷気候の冬の都市における高齢化社会」であり、パンデミック前にこのテーマが決定していた。しかし、パンデミック禍では人々、特に高齢者の孤独感や孤立感がより顕著となった。どの都市もインフラ、建築、都市計画という課題に直面する。さらに冬の都市においては、気候的な要因や冬の状況により、これらの課題は特殊な性質を持ち合わせる。

このような課題を踏まえ、我々冬の都市は、協力関係を強固にし、気候変動を抑制するための解決策を探り、都市計画を改善し、高齢化社会のニーズをより考慮していくことをここに宣言する。私たちは、冬の都市市長会のパートナーシップ精神に基づき、互いに敬意を払い、互いの成功への道を模索しながら、共に力を合わせていく。

これまでの会議一覧

	開催年	開催市	参加都市数
第1回	1982年	札幌（日本）	6カ国9都市
第2回	1985年	瀋陽（中国）	6カ国10都市
第3回	1988年	エドモントン（カナダ）	12カ国17都市
第4回	1990年	トロムソ（ノルウェー）	10カ国20都市
第5回	1992年	モントリオール（カナダ）	11カ国34都市
第6回	1994年	アンカレッジ（アメリカ）	10カ国30都市
第7回	1996年	ウィニペグ（カナダ）	9カ国33都市
第8回	1998年	ハルビン（中国）	10カ国49都市
第9回	2000年	ルレオ／キルナ（スウェーデン）	10カ国26都市
第10回	2002年	青森（日本）	13カ国28都市
第11回	2004年	アンカレッジ（アメリカ）	11カ国27都市
第12回	2006年	長春（中国）	13カ国29都市
第13回	2008年	ヌーク（グリーンランド）	8カ国22都市
第14回	2010年	マールドゥ（エストニア）	11カ国18都市1団体
第15回	2012年	ウランバートル（モンゴル）	7カ国13都市
第16回	2014年	華川（韓国）	4カ国12都市
第17回	2016年	札幌（日本）	8カ国32都市
第18回	2018年	瀋陽（中国）	21カ国46都市
第19回	2021年	ロヴァニエミ（フィンランド）	7カ国21都市

(2) 冬の見本市、冬の都市フォーラム

昭和63年（1988年）から、市長会議に併せて、「冬の見本市」及び「冬の都市フォーラム」が開催されるようになった。

2016年に開催した札幌市長会議に併せて開催された見本市では、会議参加都市のブースを設けて、各都市の魅力を来場者にPRした。



▲冬の都市見本市（札幌市長会議）

同じく、冬の都市フォーラムでは、世界冬の都市市長会のこれまでの取り組み紹介や、国連機関から講師を招いて講演を行った。



▲冬の都市フォーラム（札幌市長会議）

(3) 実務者会議

次期市長会議の開催計画案や市長会議で議論するテーマの選定、さらに、市長会の運営などに関して、会員都市の行政実務者レベルで協議する会議。会議は原則2年に1度、事務局都市である札幌市で開催されることとなっている。



▲実務者会議（2024年）

(4) 小委員会

行政実務者や技術者による、冬の都市の状況や先進事例の調査・研究機関として設置されている。

これまでに「雪対策小委員会」、「自然災害対策小委員会」、「持続可能な冬の都市づくり小委員会」、「テロ対策小委員会」「冬の都市環境問題小委員会」などが設置されてきた。

平成27年2月には、フィンランド・ロヴァニエミ市が事務局を務める「北極圏デザイン小委員会」が発足し、北極圏デザインを活用した冬の都市の課題解決に向け活動を行い、第19回市長会議において最終報告を行った。

3-1-10 札幌国際プラザ

札幌の歴史や文化といった地域的な特性を活かして、国際交流の促進とコンベンション事業の推進等を図るとともに、地域経済の活性化・文化の向上及び国際理解を深めることを目的として、平

成3年7月に財団法人として設立された（平成23年に公益財団法人へ移行）。

3C方式、すなわち Communication（国際交流）と Convention（コンベンションの振興）を Citizen（地場企業を含めた広範な市民参加）により推進することを理念として掲げ、国際交流に関する人材育成、関係団体への支援・連携を進めているほか、市民ボランティアとともに、海外からの観光客や外国人市民へ多言語での情報提供を行うなど、多文化共生を促進しながら国際都市にふさわしいまちづくりを進めている。

さらに、関連産業との連携を図りながら国際的なイベント・会議などコンベンションの企画・誘致・支援による集客交流産業の振興にも取り組んでいる。

HP <https://www.plaza-sapporo.or.jp/>

また、札幌国際プラザが主体となり、外国人との交流や支援を行うボランティア制度を運営している。

(1) ホームステイボランティア制度

海外からのゲストを家庭に受け入れ、家族との交流を通して日本の生活・文化への理解と親しみを深めてもらう制度。昭和43年（1968年）に全国に先駆けて発足し、これまでの受入人数は延べ145カ国・地域、8,087名、登録家庭数70家庭（令和6年3月末現在）となっている。

また、登録家庭同士の、自主的な活動組織「札幌ホームステイ協会」では、広報誌『かけはし』の発行などを行っている。

(2) 外国語ボランティア制度

国際交流・多文化共生を進める上での「言葉の壁」を解消して、多様な交流活動を支援することを目的に、昭和52年（1977年）にスタートした登録制度。

10カ国語で288名（令和6年3月末現在）が登録している。登録者が自主的な活動を行うために「札幌国際プラザ外国語ボランティアネットワーク」が組織され、多岐にわたる活動を行っている。

(3) さっぽろコミュニティ通訳制度

学校や保育所、区役所等での「言葉の壁」を解消するため、研修を積んだボランティア通訳を派遣する制度。平成28年度から運用開始し、令和5年度派遣数は237件（英語180件、中国語31件、モンゴル語6件、ベトナム語9件、イン

ドネシア語7件、ロシア語3件、タイ語1件)。

(4) 日本文化体験ボランティア制度

国際学会などで来札した外国人の方々に茶道、華道、書道、着付け、折り紙など、日本文化の一端を体験してもらうために、旧札幌天神山国際ハウスを拠点として平成4年に設立。20年に札幌国際プラザへ移管。会員数は41名（令和6年3月末現在）。

(5) さっぽろ外国人市民パートナー制度

札幌のまちづくり・多文化共生の推進にあたり、自らの経験や文化的背景を活用しながら貢献したいと考える外国人住民を募集・登録し、外国人の参加協力を必要とする団体からの依頼に基づき、登録者への情報提供または登録者の派遣などを行う。平成29年度から運用開始。登録者数は41名（令和6年3月末現在）。

(6) 札幌災害外国人支援チームSAFE (Sapporo Assistance for Foreigners in Emergencies)

大規模災害発生時に、札幌国際プラザに設置される「災害多言語支援センター」と協力し、災害情報を多言語で翻訳・配信するほか、避難所などを巡回して外国人の相談にのるなどの支援活動を行うことを目的に令和2年（2020年）に発足。所定の研修を修了した外国人を中心とした16カ国43名がメンバーとして認定されている。（令和6年3月末現在）

3-1-11 国際理解交流

外国からの訪問者等との交流など、国際交流の充実に努めるとともに、外国語指導助手（ALT）や外国での生活経験をもつ地域人材等を積極的に活用し、児童生徒の自ら進んでコミュニケーションを図ろうとする態度や能力等を育成している。他にも、自ら平和な社会の形成に参画する資質や態度を育成するため、戦争体験者の講話など体験的な学習の充実や平和に関する学習資料の活用、児童生徒の自発的な参加による学習活動の推進など平和に関する教育を推進している。

3-1-12 年少少女国際交流事業・国際理解事業

国際的な広い視野と豊かな国際感覚を身につけた年少少女を育成するため、シンガポール年少少女交流事業、姉妹都市年少少女交流事業を行っている。

第2部

市政の概況

地 域

3-2 誰もがまちづくり活動に参加でき、 コミュニティを育むまち

3-2-1 広 報

(1) 広報誌など

「広報さっぽろ」を毎月1回、市内の全世帯に配布するとともに、多言語翻訳サービスにより、アプリやブラウザ上で、外国人市民向けに9言語で公開している。市政の重要施策や課題について市民に情報提供し、市民とともに考え、行動を促す誌面を目指している。また、テレビのデータ放送などを活用して、札幌市のイベント情報等を発信している。この他、転入した市民向けに札幌市の制度や事業、施設等を紹介する冊子「さっぽろ市民便利帳」を配布している。

(2) テレビ・ラジオ広報番組

札幌市の事業や施策にかかわるタイムリーな話題、まちづくり活動等を広報番組としてテレビ・ラジオで放送している。制作に当たっては、番組ごとにテーマを設定し、幅広い市民の興味・

関心を促している。

また、テレビ番組は、放送終了後、札幌市公式ホームページで公開している。

(3) 報道機関への情報提供（パブリシティ活動）

市政の動きや市民生活に必要な情報を迅速かつ的確に市民に伝えるため、新聞、テレビ・ラジオ等各報道機関に対して、市長記者会見や説明会、各種行事・事業を紹介するプレスリリース等で、市政情報を提供している。

(4) インターネットによる広報

札幌市公式ホームページにおいて、まちづくりへの取り組みや、生活に密着した即時性の高い情報などを掲載し、日々更新している。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用し、動画や画像による情報発信も行っている。

市政相談の受付窓口別通数、市政外相談の相談種別件数、札幌市コールセンター対応件数の推移

各年度中

相談種別	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 市 政 相 談	10,332	16,851	22,072	11,138	10,863
本 庁	7,738	13,889	18,303	8,264	8,136
中 央 区	276	455	552	377	451
北 区	363	364	404	290	240
東 区	278	547	407	255	221
白 石 区	365	354	600	490	476
厚 別 区	197	213	309	182	215
豊 平 区	92	118	252	283	208
清 田 区	299	221	305	238	242
南 区	275	224	359	315	282
西 区	208	262	339	227	193
手 稲 区	241	204	242	217	199
2 市 政 外 相 談	7,740	5,262	5,626	7,798	8,138
法 律 相 談	2,889	2,035	2,306	2,714	2,739
交 通 事 故 相 談	168	103	85	90	44
税 相 談	151	109	136	168	219
行 政 相 談	340	90	72	116	130
司 法 書 士 相 談	1,084	258	246	909	1,194
人 権 相 談	18	10	24	11	11
家 庭 生 活 相 談	2,994	2,616	2,753	3,747	3,674
不 動 産 相 談	96	41	4	43	127
3 札幌市コールセンター	135,606	122,489	128,046	124,207	105,947

<資料> 総務局広報部

(5) 出前講座

職員が地域に出向き、またはオンラインにて、市民と直接対話しながら市の事業を分かりやすく説明している。講座内容は、「環境・みどり」「安心・安全」など。令和6年度は11分野119テーマを用意している。

(3) 調査広聴

市民の意識や要望、各種施策の効果等を積極的に調査・把握し、その結果を市政運営の参考とするため、「市民意識調査」及び「インターネットアンケート」を実施している。これら調査結果の概要は、ホームページ等で公開している。

3-2-2 広聴・相談

(1) 個別広聴（市政相談）

市政に対する要望・意見等は、来訪・面談のほか、電話、手紙、インターネット、新聞投書等、さまざまな方法で寄せられている。これらの「市民の声」は、速やかに関係する部局に送付し、対応を依頼している。

また、市民と行政の情報共有を図り、市民との信頼関係をより高めるため、寄せられた「市民の声」とそれに対する市の考えを原則として公開している。

(4) 市政外相談

市民の声を聞く課及び各区広聴係において、弁護士、司法書士、家庭生活カウンセラー等の専門家が専門的知識と経験をもとに問題解決に対する助言を行う7種類の相談窓口を開設している。

(5) 札幌市コールセンター

市政に関する問い合わせや各種申請・申し込み等を、電話・FAX・Eメールで年中無休、8時から21時まで受け付けている。これらの対応履歴は、市民ニーズ把握や業務改善に活用している。

(2) 集団広聴

市民と市長が市政に関するテーマについて一緒に考え、直接意見交換を行う「市長と語ろう！サッポロスマイルトーク」を開催している。

また、官民連携推進のため、札幌市と協働して取り組みたいアイデアがある企業・団体の代表者等と市長が直接意見交換を行う「Meet for the Next」を開催している。

3-2-3 情報公開制度

札幌市では、平成元年4月に「札幌市情報公開条例」を施行した。その後、情報公開に対する社会的要請の高まりや、国の情報公開法の成立等を踏まえて、12年4月にこの条例を全部改正し、現在まで運用している。

公文書公開等運用状況

各年度中

年 度	区 分	請求・ 申 出 件 数	処理 件数 1)	処 理 内 容								公開率 (%) 2)	審査請求 件数
				公開	一部 公開	非公開	不存在	存否応 答拒否	取下げ	却下	処理中		
令和3年度	実施機関3)	394	658	97	202	1	65	2	275	0	16	99.01	16
	出資団体等4)	6	6	2	1	0	0	0	3	0	0	100.00	0
4年度	実施機関3)	308	515	59	155	3	14	1	279	0	4	98.17	31
	出資団体等4)	7	7	0	1	0	0	0	6	0	0	100.00	0
5年度	実施機関3)	307	664	59	153	2	15	2	399	24	10	98.15	3
	出資団体等4)	19	21	1	10	0	1	0	9	0	0	100.00	0

注：1) 請求件数と処理件数の合計が異なるのは、1件の請求につき複数の課でそれぞれ処理をしたものがあるため。

2) 公開率は（公開件数＋一部公開件数）÷（公開件数＋一部公開件数＋非公開件数＋存否応答拒否件数）×100

3) 実施機関に対する公文書公開請求 4) 出資団体等及び指定管理者の保有文書に係る公開申出

市政刊行物コーナー利用状況等

各年度中

年 度	利 用 者 数	コピーサービス		有償刊行物頒布		配 架 資 料 数	市 政 等 資 料 登 録 票 受 付 件 数
		枚 数	収 入 金 額	部 数	収 入 金 額		
	人	枚	千円	部	千円	点	件
令和3年度	8,298	14,889	219	2,922	665	7,391	2,427
4年度	8,505	16,149	239	2,622	623	7,353	2,755
5年度	8,348	12,693	183	2,550	713	7,576	2,838

この条例は、情報公開により、市政についての市の説明責任を全うし、市民の参加と監視の下にある公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、公文書公開制度・情報提供制度・情報公表制度があり、札幌市はこれら情報公開制度を総合的・積極的に推進している。

(1) 公文書公開制度

市民等の請求に基づいて、実施機関（市長、各行政委員会、議会等）が保有する公文書を公開する制度。

公文書公開請求があった場合、実施機関は個人のプライバシーなど条例上の非公開情報が含まれている場合を除き当該公文書を公開することが義務づけられている。

(2) 情報提供・公表制度

情報公開の総合的な推進のため、市が任意又は法令等の定めにより行う情報の提供・公表制度。

広報誌の発行、市政資料の刊行、報道機関への情報提供や財政状況、給与実態の公表などが行われている。

(3) 市政刊行物コーナー

市民等の情報ニーズに応じていくための情報提供制度の一環として、本庁舎内に市政刊行物コーナーを開設し、市政情報を市民等に提供している。

当コーナーでは、①市政関係資料など行政資料約 7 千 6 百冊の配架、②市政資料のコピーサービス、③有償刊行物の販売（令和 5 年度 35 種類）、④パンフレット等の配布、⑤市長の資産等の公開などの業務を行っている。

3-2-4 公文書館

(1) 特定重要公文書等の保存・利用

札幌市公文書館は、市が作成・取得した公文書のうち、業務で使用しなくなったものの中から、市政上重要なものの移管を受けて、それらを整理・保存し、市民等が閲覧などで利用できる施設として、平成 25 年 7 月に開館した。

前身である旧文化資料室で所蔵していた一般資料（写真、刊行物、地図、絵はがき等）も閲覧利用できる。

令和 5 年度利用状況

（来館者数：785 人）

	申請件数	閲覧点数	複写点数
特定重要公文書 （11,056 点所蔵）	58	673	618
一般資料 （160,201 点所蔵）	428	3,446	2,922

(2) 展示室・閲覧室

展示室では、写真やパネル等を利用して、公文書及び公文書館に関する展示を公開している。

閲覧室では、公文書館で所蔵している資料等の閲覧・複写サービスを行っている。資料は、インターネット上や閲覧室内にあるパソコンで検索することができ、札幌の歴史・文化に関する郷土史相談にも応じている。

(3) 刊行物

『新札幌市史』の編さんは、昭和 56 年に着手した。全 8 巻（10 冊）の構成で、通史 6 冊、史料編 2 冊、統計編 1 冊、年表・索引編 1 冊を刊行し、平成 20 年 3 月に完結した。

『さっぽろ文庫』は札幌を築きあげた先人の文化遺産を受け継いで郷土への認識を高め、かつ未来展望を切り開くことを目的に、昭和 52 年から平成 14 年 3 月まで全 100 巻を刊行した。

HP <https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/>

3-2-5 個人情報保護制度

札幌市では、平成元年 7 月に「電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」を施行し、平成 8 年 4 月 1 日には、市の保有する全ての個人情報を保護の対象とし、さらに市民や民間事業者に対しても責務を課した総合的な「札幌市個人情報保護条例」を施行した。その後、国において個人情報保護関連 5 法が成立したことから、この条例を全部改正し、利用停止請求権の保障や罰則規定などを新たに盛り込んだ「札幌市個人情報保護条例」を平成 17 年 4 月 1 日に施行した。

令和 5 年 4 月 1 日からは、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールを法律で規定するなどの趣旨のもと、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、同法が地方公共団体にも適用されることになった。これに伴い、札幌市では、同年 3 月 31 日をもって「札幌市個人情報保護条例」を廃止するとともに、同法に基づいて個人情報保護制度を運用するために必要な事項を

定めた「札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例」を同年4月1日から施行した。

同法では、①個人情報の取扱いについて保有の制限、安全管理措置の実施義務、利用及び提供の制限等を定め、②自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求手続を規定したほか、③廃止した「札幌市個人情報保護条例」で規定していた「個人情報取扱事務届出書」に相当する個人情報ファイル簿を作成して公表することを定めた点は同条例とほぼ同様であるが、④個人情報の定義を国・民間部門と一元化するとともに、⑤新たに行政機関等匿名加工情報の提供制度を規定した点が同条例からの主要な変更点である。

札幌市では、同法の規定を遵守するとともに、同法に定める安全管理措置の実施義務の規定に基づき、安全管理措置の実施に係る要綱・要領を整備したほか、個人情報取扱事務の委託基準を定めるなどにより、個人情報の安全管理措置を講じることで、個人の権利利益を保護している。

3-2-6 オンブズマン

(1) オンブズマン制度の趣旨

多様化する市民の価値観に対応しながら、公正で適正な行政の実現のため、また市民と行政が一体となってまちづくりを推進するために、平成13年3月に導入した。また、自治基本条例においても、公正で信頼の置ける行政運営を確保するための制度として位置づけられている。

(2) オンブズマンの役割

民間から就任する3人のオンブズマンは、議会の同意を得て市長から委嘱され、市民等からの市の仕事に関する苦情申立てを、公正・中立な立場から簡易迅速に調査する。また、市政を監視し、自らの発意で事案を取り上げ調査する。

調査の結果、市の機関に正すべきところがあれば、勧告したり意見を述べる。

(3) 市の機関の協力義務

市の機関は、オンブズマンの調査に協力することが義務付けられているほか、オンブズマンの意見を尊重して市政の改善に努める。

(4) オンブズマンへ申立てができる事項

オンブズマンが扱う事項は、①市の機関の業務執行に関すること②当該業務に係る職員の行為に関すること、申立人本人に利害関係があり、その事実のあった日から1年以内のものが対象となる。ただし、判決、裁決等により確定した権利関係又は係争中の事項、監査委員が監査を実施している事項、議会に関する事項、オンブズマン又は子どもの権利救済委員の行為等は除かれる。

(5) 苦情申立て方法

苦情申立ては書面で行い、オンブズマン室に持参（面談も可能）、またはホームページ、郵送、FAXで申立てができる。

(6) 活動状況（令和5年4月～令和6年3月）

71件の苦情申立てを受け付け、調査結果を通知したのが57件、取下げや管轄外による調査中止等が14件だった。また、発意調査を1件実施した。

活動状況については、冊子にまとめ市長及び議会に報告し、市民に配布している。また、ホームページにも冊子の全文を掲載している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/ombudsman/>

個人情報開示請求等実施状況

各年度中

年 度	開示請求 件数	処理 件数 1)	処 理 内 容								開示率 (%) 2)	訂正請 求件数	利用停 止請求 件数	審査 請求 件数
			開 示	一部 開示	非開示	不存在	存否応 答拒否	取下げ	却下	処理中				
令和3年度	84	107	42	40	0	3	0	22	0	0	100.00	0	0	2
4年度	82	97	39	33	0	10	0	8	0	7	100.00	0	1	0
5年度	64	89	39	34	0	3	0	10	0	3	100.00	1	1	1

注：1) 令和3年度及び令和4年度は札幌市個人情報保護条例に基づく実績

2) 請求件数と処理件数の合計が異なるのは、1件の請求につき複数の課でそれぞれ処理をしたものがあるため。

3) 開示率は（開示件数＋一部開示件数）÷（開示件数＋一部開示件数＋不開示件数＋存否応答拒否件数）×100

3-2-7 市民まちづくり活動の促進

(1) 市民まちづくり活動促進条例

ア 制定までの経過

札幌市では、「自治基本条例」の理念を実現する実行条例として「市民まちづくり活動促進条例」を制定した。

条例の検討は平成17年度から始まり、附属機関である市民活動促進条例検討協議会を設置、各種アンケート調査、フォーラムの開催により、さまざまな市民の意見を聴くとともに、市議会での議論を経て、平成19年第4回定例市議会に条例案を提出、議決され、20年4月1日から施行した。

イ 市民まちづくり活動促進条例の特徴

基本理念として、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を認識し、協働の原則に基づき相互に連携・協力して市民まちづくり活動を促進することを定めた。

また、市は「情報」「人材の育成」「活動の場」「財政」の4つの観点から支援を行うこととし、とりわけ財政的支援については、基金を設置して寄附を原資に支援を行うことを定めている。

(2) 市民まちづくり活動促進基金(さぽーとほっと基金)

ア 目 的

市民が行う非営利で公益的なまちづくり活動に対して必要な資金的支援を行うため、平成20年4月から本基金を設置した。

イ 概 要

この基金は、市民及び事業者から寄附を集め、あらかじめ登録を行った市民まちづくり活動団体からの申請に基づき、市民、専門家等で構成する市民まちづくり活動促進テーブルの審査を経て、当基金から申請団体の活動に助成を行う仕組みである。

寄附を行う際、寄附者は支援したい①基金登録団体、②活動分野(特定非営利活動促進法に基づく4分野)を指定することができる。助成に係る審査においては、この寄附者の意向を尊重して審査が行われる。

令和5年度は、65,905,435円の寄附をいただき47,962,550円の助成を行った。

HP <https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/>

(3) 市民まちづくり活動促進基本計画

札幌市市民まちづくり活動促進条例に基づいて、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年5月に第1期計画、平成26年6月に第2期計画、令和元年5月に第3期計画、令和6年3月に第4期計画を策定した。

なお、第4期計画では、計画の目的である豊かで活力ある地域社会の発展を実現するため、第3期の実績や社会情勢の変化等を踏まえて体系を整理し、5つの基本目標と、16の様々な基本施策を設定している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jyourei/keikaku4th.html>

(4) 市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンターは、平成15年9月1日にオープン。本市の市民活動に関する総合的な支援を行う拠点施設として、情報収集提供・相談機能、交流活動支援機能、研修・学習機能、団体活動支援機能という4つの機能を有し、会議スペースや印刷機、事務ブースやロッカーなどの提供のほか、講座や交流などの事業を展開している。令和5年度の利用登録団体は1,245団体、利用者数は38,297人であった。

(5) 市民活動プラザ星園

星園高校跡施設を改修し、平成23年8月1日から「市民活動プラザ星園」として活用を開始。社会的課題解決に取り組む市民まちづくり活動団体等に貸事務所(16室)を提供するなどの支援を行っている。

(6) NPO法人の認証及び認定

特定非営利活動促進法の改正に伴い、平成24年4月から、札幌市のみならず事務所に有するNPO法人の認証や税優遇措置のある認定等の事務を開始した。令和6年4月1日現在、認証法人は889であり、そのうち認定法人は17となっている。また、個人市民税の寄附金税額控除の対象となるNPO法人として2法人を指定している。

(7) 企業による市民活動促進事業

企業のまちづくり活動への参加を促進するため、地域のまちづくりに積極的に取り組む企業を認定する「さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度」(令和6年9月までの認定企業数71社)や「さっぽろCSRインフォメーション」による

情報発信を実施。

また、平成20年度から企業と札幌市が幅広い分野で連携・協力することを取り決めた「さっぽろまちづくりパートナー協定」を開始し、令和6年9月までに21協定を締結するなど、企業との協働を進めている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/shimin/csr/>

3-2-8 まちづくりセンター

まちづくりセンターは、住民組織の振興、地区のまちづくりを担う団体間の情報の共有・交流やネットワーク化支援、市政情報の提供など、地域におけるまちづくり活動の拠点であるとともに、市民が市政をより身近なものとして実感するために重要な役割を果たしている。

現在、86カ所設置しており、地区の特性を活かした市民主体のまちづくりを進めるため、地区の実情に応じながら、今後も機能の充実を図っていく。

また、平成20年度から、運営に地域の創意工夫を活かすことで、より一層地域の状況に沿ったものとすることを目的に、センターの運営を地域に委ねる「まちづくりセンター地域自主運営」を開始し、令和6年10月現在、下記センターにおいて実施している。

センター名	実施月
東区元町まちづくりセンター	平成20年10月
南区澄川まちづくりセンター	21年1月
南区石山まちづくりセンター	21年3月
南区真駒内まちづくりセンター	21年12月
北区麻生まちづくりセンター	22年1月
南区芸術の森地区まちづくりセンター	22年1月
南区藻岩下まちづくりセンター	23年1月
南区簾舞まちづくりセンター	26年4月
東区栄東まちづくりセンター	令和3年4月
北区新川まちづくりセンター	4年10月

3-2-9 住民参加によるまちづくり

まちづくりの方向性を定める必要がある地区において、ワークショップ手法などを活用した住民参加により、住民と行政が共有するまちづくりの目標像となるまちづくりの指針などを策定している。

この指針などにより、まちづくりの方向性が定められた地区については、事業化の検討を行いながら、地区別整備方針・整備構想の策定を行って

いる。

併せて、地域住民の主体的なまちづくり活動に対する相談・支援などを行い、地域特性に応じた協働の取り組みを推進している。

3-2-10 まちづくり協議会・区民協議会の活動活発化

まちづくり協議会とは、地域活動のさまざまな担い手が協働してまちづくり活動を行っていくために、概ねまちづくりセンターの区域単位で、町内会や企業等の団体や地域の住民が主体となって地域の課題を考え、問題の解決や目標の実現に向けて行動する場として設置されている。また、区や地域の課題は複雑・多様化しており、地域内で連携・協力しながら取り組むことが効果的な場合もあることから、連合町内会やまちづくり協議会、企業等の団体が参加する区民協議会が、区単位に市内全区で組織され課題解決に向けた取り組みや情報共有が行われている。

3-2-11 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業

区や地域の特性を活かした笑顔があふれるまちづくり活動を推進するため、将来を見据えた地域課題の解決や新たなネットワーク構築に資する事業など、区の創意工夫や裁量によって市民が主体的に行う「徹底した地域主義」に基づくさまざまな取り組みに対する支援を行っている。

平成4年度から実施していた「区のふれあい街づくり事業」を発展的に再編した「元気なまちづくり支援事業」を前身とし、多様な主体のネットワーク化促進や「地域まちづくりビジョン」を策定した地域に対する支援など、「市民力の結集」の実現に向けて、28年度から「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」として実施している。

3-2-12 シティプロモートの推進

人口減少や少子高齢化、ソーシャルメディアの普及など社会経済情勢の大きな変化の中、一貫した都市イメージのもとに札幌の魅力を発信し続ける新たな都市戦略として、「魅力都市さっぽろシティプロモート戦略」を平成24年1月に策定した。

戦略のコンセプトとして「笑顔になれる街」を

令和6年度未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業（テーマ等一部抜粋）

※ 一部計画を含む

区	事業の概要
中央区	①区役所からの積極的な情報提供と区民との情報交換 ②誇りと愛着を持てるまちづくり ③身近な暮らしの中から地球環境を考えるまちづくり （まちの魅力再発見事業 等） （アタック・ザ・531M 等） （ふれあいフラワー事業 等）
北 区	①まちづくりセンター事業 ②連携・連帯によるまちづくりの推進 ③地域の歴史と文化を活用したまちづくりの推進 ④北区の魅力PR事業 （まちセンによる地域課題解決・活性化促進 等） （北区アダプト・プログラム支援 等） （北区歴史と文化の八十八選保存継承事業 等） （「ぽっぴい」×「北区の魅力」発信 等）
東 区	①健康・スポーツを生かしたまちづくり ②安全で快適な住みよいまちづくり ③多様な担い手との連携によるまちづくり ④魅力と活力にあふれた賑わいのあるまちづくり （ひがしく健康・スポーツまつり 等） （東区安全安心なまち推進事業 等） （タッピーフレンズ事業 等） （タッピー市場 等）
白石区	①まちづくりの主人公として区民が活躍できるまち ②歴史文化の継承と新たなふるさと文化の育つまち ③みんなが健康で住みやすいやすらぎのあるまち ④みんなでつくる安全で安心なまち （白石スイーツプロジェクト 等） （白石区中学生の主張発表会 等） （白石こころーどふれあいマラソン 等） （地域の安全安心まちづくり支援（防犯・交通安全・防災） 等）
厚別区	①安全・安心なまちづくりの推進 ②賑わいづくりの推進 ③区民が主体のまちづくりの推進 （防災対策及び地域防災力向上事業 等） （新さっぽろ冬まつり 等） （区民協議会支援事業 等）
豊平区	①健康でいきいきと暮らすことができるまちづくり ②安全・安心に暮らすことができるまちづくり ③地域で互いに支えあうまちづくり ④豊かな自然・四季と共存するまちづくり （とよひら健康スポーツウオーキング事業 等） （安全・安心なまちとよひら推進事業 等） （とよひらまちづくりパートナー事業 等） （地域資源を活用した区の魅力PR事業 等）
清田区	①にぎわいづくりの拡大 ②区内外への情報発信 ③多様な交流の促進 ④安心して生活できる環境づくり （KIYOTASWEETS推進事業 等） （音楽イベント「きよフェス」開催事業 等） （子どもの地域交流促進事業 等） （安全・安心な食のまち・きよた推進事業 等）
南 区	①多様な担い手によるまちづくりの推進 ②連携連帯によるまちづくりの推進 ③安全安心なまちづくりの推進 ④地域で支え合うまちづくりの推進 （まちづくり活動スタートアップ支援事業 等） （地域の芸術・文化活動を通じた南区まちづくり事業 等） （災害に強いまちづくり事業 等） （高齢者世帯見守り活動推進事業 等）
西 区	①誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり ②地域の豊かな自然環境や文化芸術を生かしたまちづくり ③市民感覚を大切にしたい地域とともに進めるまちづくり （地域の防災力向上事業 等） （西区環境まちづくり協議会支援事業 等） （まちセン地域サポート事業 等）
手稲区	①安心して暮らせるまちづくり ②子育てや健康づくりを支援 ③地域活動の活性化を支援 ④手稲区の魅力を発信 （災害時要配慮者地域支え合い事業 等） （高齢者教室「稲苑大学」の運営 等） （スポーツ・レクリエーション祭 等） （ていぬ活用事業 等）

定めるとともに、「笑顔」をイメージしたロゴマーク「SAPP-RO」(サッポロスマイル)を作成し、札幌での生活から生まれる魅力の発信や、来訪者への「おもてなし」実践の促進等をPRしている。

シティプロモートの推進にあたっては、3つの基本方針として① 魅力を再発見する② 魅力を味わい発信する③ 魅力を創造する を定め、都市の魅力となる「コンテンツ」、それを楽しむ生活の中から生まれる「発信」、そしてその魅力をさらに発展させる「アイデア」のそれぞれを掛け合わせ、札幌の魅力を市内外に発信していく。

戦略のコンセプト及びロゴマークの周知に当たっては、行政のみならず民間企業による能動的なロゴマーク活用の取り組みを推進しており、民間連携組織である「サッポロスマイルパートナーズ」は、現在約1,100団体を数え、それぞれがロゴマークを通じて「魅力発信」「おもてなし」を実践している。

また、情報入手経路として重要性が高まっているソーシャルメディアを活用した情報発信などを行っている。

【「SAPP-RO」(サッポロスマイル) 公式 Instagram】

HP https://www.instagram.com/sapporo_smile_official

【「SAPP-RO」(サッポロスマイル) 公式 Facebook】

HP <https://www.facebook.com/sapporosmile>



▲サッポロスマイル ロゴ

3-2-13

若者のまちづくり活動への参加促進

若者の地域参加と地域活動の活性化を促進するため、若者のまちづくり活動の周知・啓発を実施している。また、若者がまちづくり活動に参加するきっかけや接点を継続的に創出するシステムを構築したうえで、若者を対象としたまちづくり活動やイベントなどを企画・実施している。

3-2-14 福祉除雪

高齢の方や障がいのある方が安心して地域で暮らしていけるよう、道路に面した出入口部分や通路部分の除雪支援などを行っている。(実施主体：札幌市社会福祉協議会)

利用対象者は、自力での除雪が困難な70歳以上の方・障がいのある方などで構成され、一戸建て住宅に居住する世帯の方である。

福祉除雪の利用状況

区分	各年度中				
	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
利 用 世帯数	5,202	5,217	5,400	6,159	5,850

<資料> 保健福祉局総務部

3-2-15 福祉のまち推進事業

市民と行政・社会福祉協議会がそれぞれの立場で協力しながら地域ぐるみで互いに支え合う環境を整え、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、平成7年から福祉のまち推進事業を実施している。

この事業を進めるために、市民による自主的な福祉活動を行う組織として、おおむねまちづくりセンターごとに「地区福祉のまち推進センター」を設置しており、各地区で見守りや安否確認などの支え合い活動が行われている(市内89地区)。

3-2-16

ボランティア活動に対する支援

地域福祉の分野のボランティア活動については、平成26年4月に設置された「札幌市ボランティア活動センター」(実施主体：札幌市社会福祉協議会)において、地域福祉を担う人材の育成に向けた講座のほか、ボランティアの普及啓発、登録、需給調整を一体的に行っている。

また、財政面の支援としては、地域福祉振興助成金によりボランティア団体などの活動費の一部を助成している。

3-2-17

民生委員・児童委員及び主任児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、市長の推薦によって厚生労働大臣から委嘱され、住民の立場

に立ちながら、社会福祉の増進のために活動している。任期は3年で、児童福祉法に基づく児童委員を兼務している（令和6年3月31日時点定数2,967人〔うち主任児童委員201人〕）。

民生委員・児童委員は区保健福祉部や関係機関などと連携しながら、住民の生活状態を適切に把握し、援助を必要とする人に対する助言、福祉サービスを利用するために必要な情報の提供など、地域における社会福祉の推進役としてさまざまな活動を行っている。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員であり、児童の健全育成活動や子育て支援活動に当たっている。